（経営力向上関連保証の資金の要件）

第十一条　法第十八条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

（経済産業大臣への通知）

第十二条　法第六十条第二項の規定により都道府県知事が法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第11（第９条関係）

事業再編投資計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

住　　所
名　　称
無限責任組合員の氏名又は名称　　印

中小企業等経営強化法第16条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
２．事業再編投資の内容及び実施時期
３．事業再編投資計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編投資計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
⑴　投資事業有限責任組合の無限責任組合員（又は無限責任組合員を実質的に支配する者）の投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。
⑵　投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数を記載する。
⑶　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の事業再編投資の実施体制を簡潔に記載する。
⑷　投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。
２．事業再編投資の内容及び実施時期
⑴　事業再編投資に係る以下の事項を記載する。
①　投資先として想定している事業者が実施する事業が属する業種及び当該事業の内容
②　投資事業有限責任組合の投資総額に対する経営力向上（事業承継等を含む。）を行う中小企業者等に対する投資金額、それ以外の中小企業者等に対する投資金額及び中小企業者等以外の投資先に対する投資金額の割合として予定している割合
③　投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
④　その他事業再編投資の実施方法
⑵　事業再編投資の実施時期は、事業再編投資計画の期間を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第九条　法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

（経済産業大臣への通知）

第十条　法第四十八条第二項の規定により都道府県知事が法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

［新設］